

責任者 手當共四拾八圓 但し壹箇年間四拾五圓
普通船員 水夫長、火夫長 手當共參拾五圓 以下之に
準ず

一、船員雇傭

相方合議の上雇傭す

一、解雇手當

本給の二箇月分以上

昭和九年九月十三日

合資會社自念組代表

水野清

壽浦巻市

日本港湾従業員組合代表

飯島林次郎

黒木松三
石見源吉

○ 團體協約書

本協約書は時宜に依り相方合議の上契約の一部を變更す
ることあるべし

一、汽船従業員は日本港湾従業員組合員にして會社の認め
たるもの

二、總て組合員の労働條件は双方合議に依ること

三、本協約は昭和九年九月一日より實施す

四、本協約制定に關聯して犠牲者を出さず

五、本協約は貳通作成し相方壹通宛所持するものとす

以上